政令

気候変動適応法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

気候変動適応法の施行期日を定める政令

内閣は、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気候変動適応法の施行期日は、平成三十年十二月一日とする。

環境大臣　中川　雅治

内閣総理大臣　安倍　晋三

規則

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月二十日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「及び総合通信基盤局」を「、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。